

## 松江市営繕工事における資材価格等の高騰対策について

スライド制度は、松江市建設工事請負契約約款第 26 条に規定されている制度です。工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

今回新たに、営繕工事を対象とする『資材価格等高騰に対する特例措置』を実施します。

### 【資材価格等高騰に対する特例措置について】

資材価格等高騰に対する特例措置(以下「特例措置」という。)は、今般の急激な資材価格等高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、当初契約締結後、発注者が設計単価を最新の設計単価に変更するものです。

特例措置

対 象	対 象 外	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・『複合単価』『市場単価』</li> <li>・『島根県建設工事積算基準第 15 編』に掲載されている資材単価、機械賃料等</li> <li>・『見積単価』(「別表 1」に掲げる資材)</li> </ul>	<p style="text-align: center;">『見積単価』(「別表 1」に掲げる資材を除く。)</p> <p style="text-align: center;">※ 1</p>	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">手続きの流れ</div> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">契約</div> <div style="font-size: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">工事着手</div> <div style="font-size: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">変動額通知</div> <div style="font-size: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">変更契約</div> </div>

※ 1 類似資材の物価変動率等により、単価の乖離が確認できる場合については、受発注者協議のうえ、当特例措置の対象とすることができる。

(別表 1)

工種	適用箇所	対象材料
鉄筋	躯体	異形鉄筋 等
コンクリート	躯体	普通コンクリート 等
鉄骨	本体鉄骨	形鋼、鋼板 等 (ボルト等含む。)
木	躯体	木材 等 (接合部金物等含む。)

**工事の請負金額を最新の設計単価に置き換えます！**

- ・『全体スライド』や『単品スライド』、『インフレスライド』との併用も可能です。
- ・請負額の 1% 負担はありません。

- ・全ての営繕工事を対象とします。
- ・令和 5 年 12 月 1 日以降の契約締結分から特例措置の対象とし、当面の間の運用とします。
- ・特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知します。
- ・特例措置の変更契約は、原則として、設計図書の変更とあわせて変更契約時に行うものとします。